環環環対第４８２７号
令和８年１０月７日

センコーグループホールディングス株式会社
代表取締役社長　福田　泰久　様

さいたま市長　清水　勇人

意　見　書

さいたま市環境影響評価条例第３９条第１項の規定により、（仮称）センコーグループ浦和物流センター計画事後調査書（工事中及び存在・供用時）について、下記のとおり意見を述べます。

記

１　事業概要

⑴　施設を利用する車両が路上駐車や近隣店舗の駐車場を利用した待機を行わないよう、注意すること。

⑵　今後も事業の実施にあたっては環境負荷の低減に加え、循環経済の推進の観点から、資源循環の一層の向上に配慮すること。

２　地域交通

表 4.2.1-1 及び図 4.2.1-7 に示される大門北交差点における進入方向別台数に搬出車両が含まれるため、再評価し、必要に応じて追加の環境保全措置を検討・実施することが望ましい。

３　植物

ササバギンランの消失については、工事による直接的な影響は確

認されなかったものの、生育環境の変化により個体が消失した可能性が考えられる。このため要因を分析しつつ、引き続き、環境保全措置を適切に実施しながら事業を継続することが望ましい。